

人事院公示第10号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成31年4月1日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 1 (略) | 1 (略) |
| 2 委任する権限及び所掌事務 一～七の二 (略) | 2 委任する権限及び所掌事務 一～七の二 (略) |
| 八 人事院規則9—30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項 (1)～(29) (略) | 八 人事院規則9—30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項 (1)～(29) (略) |
| (30) <u>第23条の2第1項第13号又は第14号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員及び業務について定めること。</u> (31)～(52) (略) | (30) <u>第23条の2第1項第13号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員及び業務について定めること。</u> (31)～(52) (略) |
| 九～十九 (略) | 九～十九 (略) |
| 二十 人事院規則9—123（本 | 二十 人事院規則9—123（本 |

| | |
|--|--|
| <p>府省業務調整手当) に規定する次に掲げる事項</p> <p>(1) <u>第2条第23号</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。</p> <p>(2) 第3条第1号、第6号ロ、第7号、第8号、第9号イ又は第14号イから<u>ニ</u>までの規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>二十一 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> | <p>府省業務調整手当) に規定する次に掲げる事項</p> <p>(1) <u>第2条第22号</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。</p> <p>(2) 第3条第1号、第6号ロ、第7号、第8号、第9号イ又は第14号イから<u>ホ</u>までの規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>二十一 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> |
|--|--|

2 この決定による改正は、平成31年4月1日から効力を発生する。